

議案第 17 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 9 月 5 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項の表第 5 号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に改め、「附則第 4 条第 1 項に規定する支援給付」の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付」を加える。

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

理 由

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」の改正に伴い本条例で引用している同法の題名を改めるとともに、現に支援給付を受けている中国残留邦人等の配偶者等に係る入居申込者の資格に関する規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。